

【判例研究】

議案を否決した株主総会決議の 取消を請求する訴えの適否

来住野 究

最高裁平成 28 年 3 月 4 日第二小法廷判決
平成 27 年（受）第 1431 号株主総会決議取消請求事件
民集 70 卷 3 号 827 頁，判タ 1425 号 142 頁，金判 1490 号 10 頁

〔事 実〕

Y 会社（被告・控訴人・被上告人）は、レストランの経営及び運営管理等を目的とする株式会社であり、非取締役会設置会社である。Y 会社の株主は A・X1 及び X2（原告・被控訴人・上告人）の 3 名であり、それぞれ 150 株・75 株・75 株を保有しており、いずれも取締役であり、代表権を有している。

平成 26 年 5 月 19 日、A は、X1・X2 の取締役解任を議題とする臨時株主総会（本件株主総会）を招集した。同月 26 日開催された本件株主総会において、X1 らの取締役解任の件はいずれも否決された。これを受け、A は、X1 らの取締役解任の訴えを提起した。同訴訟においては、本件株主総会で X1 らの取締役解任議案が否決されたという要件を充たすかどうか争点の 1 つとなっている。

そこで、X1 らは、株主総会を開催するためには取締役の過半数の同意を要するところ、A は単独で本件株主総会を開催しており、本件株主総会の招集手続に瑕疵があるとして、その決議の取消を求めて訴えを提起した。

第 1 審（福岡地判平成 26 年 11 月 28 日金判 1490 号 17 頁）は、「本件株主総会に

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

おける X1 らの取締役解任決議が取り消されるか否かによって、本件取締役解任の訴えは、その要件（株主総会で取締役の解任議案が否決されたこと）を具備するか否かが左右される関係にある」として訴えの利益を認めた上で、招集手続に瑕疵があるとして X1 らの請求を認容した。これに対して、原審（福岡高判平成 27 年 4 月 22 日金判 1490 号 16 頁）は、議案を否決する決議は会社法 831 条の「株主総会等の決議」には当たらないから、本件訴えは不適法であるとして、原判決を取り消し、訴えを却下した。

〔判 旨〕 上告棄却

「会社法は、会社の組織に関する訴えについての諸規定を置き（同法 828 条以下）、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から 3 箇月以内に限り訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り（同法 831 条）、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している（同法 834 条から 839 条まで）。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。

しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。」

なお、千葉勝美裁判官の補足意見がある。

〔研究〕

判旨に賛成する。

1 株主総会で議案が否決された場合にその取消を請求する訴えが提起されることがある。それは、否決が株主の権利行使の積極的要件または消極的要件となっていることがあるからである。すなわち、株主提案権において、株主の提出する議案と実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られずに否決された日から3年を経過していない場合には、その議案を再提出することができないところ（会304条・305条4項）、否決を取り消せばその議案を直ちに再提出できることになる。後掲①③④判決では、否決の取消を求める原告はかかる理由を主張した（②判決は未確認）。また、役員解任の訴えは、役員に職務執行上の不正行為または法令・定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、その役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたことをもって、その提起の要件としているため（会854条1項）、その役員としては、否決を取り消せば解任を阻止することができる。本件でも、自己の持株数では株主総会決議でX1・X2を解任できないAが、初めから解任の訴えの提起を目的として、その要件たる株主総会の否決を形式的に整えたにすぎないとの疑いがあるため、X1・X2は、解任の訴えを却下に導く手段として、否決の取消を請求する訴えを提起したと推測される。

否決について株主総会決議取消の訴え（会831条）を提起できるかにつき、従来の判例としては、①山形地判平成元年4月18日判時1330号124頁は、傍論ではあるが、否決の決議に対する決議取消の訴えにおいて、請求を認容する判決がなされた場合、会社は改めて株主総会を招集して当該議案を審議し、公正な方法により決議をしなければならない義務を負うから、かかる公正な審議の場を求めることについて訴えの利益がないとはいえないとした。これに対し

て、②東京地判平成21年12月15日判例集未登載は、「一般に、ある議案を否決する決議によって新たな法律関係が形成されることはなく、当該決議を取り消すことにより新たな法律関係が生じるものではないから、特段の事情がない限り、否決の決議の取消を求める訴えは訴えの利益がないというべきである。」と判示し⁽¹⁾、③東京地判平成23年4月14日資料版商事法務328号64頁(HOYA事件)も、株主総会決議の取消の訴えの対象となる株主総会決議とはあくまでも「成立した決議」であり、否決の取消を求める訴えは定型的に訴えの利益を欠いているとし⁽²⁾、その控訴審である④東京高判平成23年9月27日資料版商事法務333号39頁は、「株主総会等の決議の取消しの訴えに係る請求を認容する確定判決は第三者に対してもその効力を有するのであり(同〔会社〕法838条)、それゆえに同法は831条から838条までに上記訴えに関する所要の規定を置いているのであって、これらによれば、上記訴えの対象となる株主総会等の決議とは、第三者に対してもその効力を有するものを指すと解するのが相当である。株主総会等の決議が第三者に対してもその効力を有するには、形成力を生ずる事項を内容とする議案が株主総会等において所定の手続を踏んで可決されることを要するのであり、そのような内容の議案であってもこれが否決された場合には、当該議案が第三者に対してその効力を有する余地はないから、本件各否決は、同法831条所定の株主総会等の決議には当たらないものというべきである。」と判示して訴えは不適法であるとした。

否決取消の訴えを否定する判例のうち、②判決と③判決はいずれも訴えの利益の問題としているが、②判決は、特段の事情がある場合には例外的に訴えの利益を認める余地を留保するのに対して、③判決は、むしろ取消の対象が存在しないことを根拠としているため、例外を認めない。③判決が取消の対象を成立した決議に限定するのは、決議が成立しなければ新たな法律関係が生じないと解するからであろう。④判決については、取消の「訴えの対象となる株主総会等の決議とは、第三者に対してもその効力を有するものを指す」という判示

の意味は必ずしも明らかではない。というのも、そこでいう「第三者」とは、会社法 838 条を援用していることに鑑みれば、訴訟当事者以外の者を指すのであろうが、訴訟当事者にのみ効力が及ぶにすぎない決議であっても⁽³⁾、法的効力を有する以上は取消の訴えの対象にならないはずはないからである。そうであれば、④判決のいう「第三者に対してもその効力を有する」とは、「新たな法律関係を生ずる」と同義に解することができるから、結局のところ②～④判決はいずれも同一の理由に基づくことになる。

かかる下級審判例の状況において、本判決は、②～④判決と同様、否決によって新たな法律関係が生ずるかという観点から、最高裁として初めて否決取消の訴えの適法性を否定するとともに、否決取消の訴えの可否は、訴えの利益の問題ではなく、否決が取消の対象となるかという制度自体の問題であることを明らかにした点に意義がある⁽⁴⁾。また、否決を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないと判示し、①判決が指摘する再決議をすべき会社の義務も否定した⁽⁵⁾。

一方、学説上は、会社が株主提案の可決を不当に妨害することを抑止し、株主提案権の実効性を確保するため、訴えの利益を肯定する見解も主張されているが⁽⁶⁾、取消主張の可及的制限と法律関係の画一的確定という株主総会決議取消の訴えの制度趣旨を否決にも及ぼすべきかという観点から、否決を対象とする決議取消の訴えを否定する見解が多い⁽⁷⁾。本判決も、会社法上の訴えの特色を援用しているため、かかる見解と同様のアプローチをとるものと評価できよう⁽⁸⁾。

2 そもそも、株主総会決議取消の訴えのような形成の訴えは、法律に個別的规定がある場合にのみ許されている訴えの類型であるから、その要件をみたして訴えが提起されれば、訴えの利益が認められるのが原則である。それにもかかわらず、否決を対象とする決議取消の訴えには提訴当初から訴えの利益がないとすれば、かかる訴え自体に矛盾が内在しているといわざるをえない⁽⁹⁾。本判決が判示するように、否決の取消によって法律関係は変動しないから、少

なくとも形成の訴えとしての性質に反する。

思うに、否決とは決議が成立していないことを意味する⁽¹⁰⁾。したがって、厳密には「否決の決議」という表現は適切ではない。そして、決議とは、それ自体が法律行為となるか法律事実を構成するにすぎないか⁽¹¹⁾はともかく、少なくとも会社としての社団法的意思表示である⁽¹²⁾。本判決が判示するように否決によって新たな法律関係が生じないのは、法律関係の変動を目的とする意思表示がなされていないからにほかならない⁽¹³⁾。法律行為または意思表示であるからこそ無効・取消が問題となる。議案が否決された場合、取消の対象となる意思表示が存在しない以上、取り消しようがない⁽¹⁴⁾。したがって、否決は決議取消の訴えにおける「決議」には該当せず、提訴要件をみたさないから、否決を対象とする決議取消の訴えは当然に不適法となる。否決を対象とする無効確認の訴え・不存在確認の訴えも認められない。否決は単なる事実すぎず、事実の存否は原則として確認の訴えの対象にもならない⁽¹⁵⁾。

3 訴訟手続では、事実の確定は法律の適用による法的紛争の解決のための手段の意味を有するにすぎないから⁽¹⁶⁾、否決という事実の有無が株主の権利行使を左右する場合には、権利行使の可否の判断において争うほかはない⁽¹⁷⁾。その際、形式的に否決されればよいのか、瑕疵のない手続により否決されたことを要するのかについては、その権利を認めた法の趣旨や採決への影響に応じて彈力的に判断すべきである。

例えば、株主提案権の行使要件をめぐって、一部の株主に対する招集通知漏れがあり、その株主に招集通知がなされていれば、総株主の議決権の10分の1以上の賛成が得られた可能性があるとして認められれば、同一議案の再提出が可能となると解すべきであって、その場合は否決の事実を否定する必要さえない⁽¹⁸⁾。もっとも、否決後3年を経過していないとして会社が株主の再提案を拒絶した場合、その議題・議案が株主総会に上程されない以上、決議の効力を争うことはできない⁽¹⁹⁾。そのため、株主としては、議案を確実に株主総会に提出

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

させるためには、予め否決の事実を否定しておくことが有益である。しかし、会社法 304 条但書を理由とする場合でなくとも、会社が不当に株主提案を拒絶して株主総会に付議しないことがありうる以上、株主としては、取締役の損害賠償責任（会 429 条 1 項・民 709 条）を追及するほかはない。

取締役の解任についても、解任否決の有無は取締役解任の訴えにおいて争われればよい。そもそも、役員解任の訴えの制度趣旨は、解任されてしかるべき役員が多数派の専横によりその地位にとどまる場合に少数派の株主を保護することにあり、株主総会での解任の否決を要件とするのは、第一次的には株主総会の自治を尊重するためである。だからといって、手続上の瑕疵がなければ解任決議が成立した可能性がある場合には、適法な手続により改めて株主総会を開催して解任議案を否決しなければ、解任の訴えを提起できないというのは、硬直的な解釈である。否決の事実の否定を要求する者は、解任決議の成立を望んでいるわけではないからである。したがって、議事録のみが作成されているにすぎない場合や、多くの株主または多くの議決権を有する株主への招集通知を欠くなど手続上の瑕疵が著しく株主総会が開催されたとは評価できない場合（決議不存在事由に該当する場合）に限り、否決の事実を否定すれば足りる。他方で、株主総会の機能が期待できない場合には、広く否決されたと評価する余地があり、否決に至る手続上の瑕疵の評価も決議取消の訴えにおける取消原因の評価と同じでなくてもよい。この点につき、高松高決平成 18 年 11 月 27 日金判 1265 号 14 頁は、「定足数の出席を得て解散〔解任？—筆者注〕議案を上程し、これを審議した上で決議が成立しなかった場合でなければならないと解するとすれば、多数派株主が株主総会をボイコットすることにより、取締役解任の訴えの提起を妨害することが可能となり、相当ではないから」、「役員解任議案が『株主総会で否決されたとき』とは、議案とされた当該役員の解任決議が成立しなかった場合をいい、多数派株主の欠席により定足数が不足したり、定足数を充たしているにもかかわらず議長が一方的に閉会を宣言するなどして

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

流会となった場合をも含むと解するのが相当である。」と判示し⁽²⁰⁾、取締役解任の訴えの趣旨に即して、形式的には否決されたといえない場合にまで否決の意味を拡大しているが、他方で、手続上の瑕疵がある否決の場合について、手続上の瑕疵がなくても否決されたと推測できる場合には、その瑕疵を不問とすべきである。本件においては、Aは取締役としてはX1またはX2の同意を得ない限り(会348条2項)、取締役解任の議題を株主総会に上程することができないとしても、株主として株主総会招集請求権・株主提案権を行使して取締役解任の議案を株主総会に上程することはできるし、対立するAとX1・X2は総株主の議決権の半数ずつを持ち合っている以上、適法にX1・X2の取締役解任議案を株主総会に上程したとしても、可決するはずがない。したがって、本件では形式的に否決されたことをもって、取締役解任の訴えの要件はみたしていると解してよからう。これに対して、取締役の過半数の同意を欠いて招集された場合は株主総会決議の取消原因となると解されているから⁽²¹⁾、その意味でも、否決の取消を請求する訴えを認めるべきではない。

注

- (1) 弥永真生「判批」ジュリスト1426号(2011年)61頁からの引用。
- (2) 同旨、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟I〔第3版〕』(2011年・判例タイムズ社)379頁。
- (3) 例えば、取締役を解任する株主総会決議について解任された取締役が決議取消の訴えを提起した場合、その決議は原告たる取締役と被告たる会社に対して効力を有するにすぎない。
- (4) 鳥山恭一「本件判批」法学セミナー737号(2016年)121頁、棚橋洋平「本件判批」新・判例解説Watch19号(2016年)175頁。
- (5) その根拠は、取消判決の形成力は「決議を取り消す」という点にのみ生ずることに求められよう(畑宏樹「誌上添削教室・出題問題と解説・民事訴訟法」受験新報786号(2016年)120頁)。
- (6) 菊池和彦「判批(①判決)」ジュリスト1041号(1994号)109頁、吉川信将「判批(③判決)」法学研究(慶應義塾大学)84巻11号(2011年)65~66頁、岡本智英

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

子「判批 (④判決)」法と政治 64 卷 2 号 (2013 年) 95 頁。

- (7) 清水円香「判批 (③判決)」金融商事判例 1383 号 (2012 年) 67 頁, 川島いづみ「判批 (④判決)」金融商事判例 1398 号 (2012 年) 4 頁, 鳥山・前掲注 (4) 121 頁, 吉本健一「本件判批」新・判例解説 Watch19 号 (2016 年) 153 頁。松尾健一「本件判批」商事法務 2106 号 (2016 年) 9~10 頁は, 株主が取締役解任の議題・議案を提出したが, 株主総会では議決権総数の 10 分の 1 以上の賛成が得られずに否決されたため, 取締役解任の訴えを提起するとともに, 次の株主総会で解任議案の再提出を試みる場合, 再提案の制限を回避するためには, 手続的瑕疵のある否決を決議取消の訴えによって取り消さなければならないとすると, 取消判決の対世効により, 取締役解任の訴えの要件を欠くことになり, 不都合であると指摘する。否決取消の訴えを認めた場合の問題点として説得力に富む。
- (8) 千葉裁判官の補足意見では, 「議案が株主総会で否決された場合には, 当該議案が認められなかったのであるから, 議案が提出される前と同じ状態が続くこととなり, 組織的にも第三者に対しても, 当該議案の成立による新たな法律関係が形成されることはない。このような点からすると, 否決の決議については, その効力を否定するための手続を限定したり, 法律関係が多数形成される前までに出訴しなければ提訴を許さないとする時間的制限を設けたり, 取消し等の訴えについての特別な各種の規制を設ける必要はないというべきである。すなわち, 否決の決議については, 上記の各規制を及ぼす理由はなく, その意味で, 一般に, 会社法 831 条所定の株主総会の決議には当たらないというほかなく, 否決の決議の取消しを求める訴訟なるものは, 同法が想定しておらず, 許容されないものであって, 不適法とされることになる。」と述べられている。
- (9) 棚橋・前掲注 (4) 175 頁は, 会社法 831 条にいう「決議」とは「取り消すことに定型的に訴えの利益が認められる決議」と解釈されるべきであり, 否決は「決議」に該当しておらず, 提訴要件が充足されていないと解する。
- (10) この点につき, 近藤光男「株主総会における手続の瑕疵と議案の否決」ビジネス法務 12 卷 10 号 (2012 年) 123 頁は, 否決について, 「決議の成立はないものの, 当該議案について株主総会としての判断がなされていることには変わりがない。この判断がなされたという意味は小さくはない。」と述べるが, 決議が成立していない以上, 株式会社の機関としての株主総会の意思決定 (判断) はなされていないのであって, 議案への反対は単なる多数株主の意思にすぎず, 法的評価に値しない。
- (11) 例えば, 株主総会決議だけで効力を生ずる剰余金の配当は, それ自体完結した法律行為であるということが出来る。取締役の選任については, 通説は, 取締役の選任を目的とする株主総会決議がなされると, それに基づいて代表取締役が任

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

用契約の申込をなし、被選任者がこれを承諾することによって取締役選任の効力が生ずると解するため、これによれば、株主総会決議は任用契約の前提となる会社の内部的意思表示にすぎないことになるが、これは任用契約の相手方について代表取締役の代表権の範囲を画することを目的とした法律行為であると解することもできる。

- (12) 宮島司『新会社法エッセンス〔第4版補正版〕』（2015年・弘文堂）194頁、金井高志『民法でみる商法・会社法』（2016年・日本評論社）73頁。

決議の性質については、西北辰之助「私法上に於ける決議の性質」『私法学の諸問題』（1967年・慶應通信）635頁以下、岡本智英子「社団法人上の意思表示としての株主総会決議の性質」山本爲三郎編『企業法の法理』（2012年・慶應義塾大学出版会）109頁以下参照。

なお、千葉裁判官の補足意見には、決議の「取消し、無効については、意思表示の効力等に関する一般法理ともいうべき民法の規定が直接適用されるものではなく…」という記述があるため、決議を意思表示の一種と解していると思われるが、否決において取り消されるべき意思表示は存在するかという点には言及されていない。

- (13) この点につき、松尾・前掲注(7)9頁は、興味深い問題を提起する。すなわち、譲渡制限株式の譲渡承認にかかわる決定を株主総会決議によって行う場合（会139条1項本文）、譲渡を承認する旨の議案が否決されたことをもって、譲渡を承認しないという決定がなされたことになり、その旨の通知（同2項）がされるのだとすると、否決決議が取り消されると、譲渡承認に関する決定がなかったこととなり、決定内容の通知も無効となり、みなし承認の規定（会145条1号）により、譲渡が承認されることになるから、この場合には否決決議を取り消すことによって、新たな法律関係が生ずるといってよいと解する。

思うに、株式譲渡の承認と不承認にはそれぞれ一定の法律効果が結びついている。株式譲渡の承認とその通知は、譲渡当事者間に株式移転の効力発生を可能にし、それは意思効果であるから、承認決議は意思表示を構成する。一方、株式譲渡を承認しない場合、対象株式の買取請求（会138条1号ハ・2号ハ）がなされているれば、会社または指定買取人の買取義務（会140条～142条）が生ずるほか、承認請求から2週間以内に譲渡不承認の通知をしないと承認が擬制される（会145条1号）。これらは、譲渡不承認の意思効果ではないから、譲渡不承認は準法律行為たる意思の通知を構成するといえよう。準法律行為は無効・取消の対象となりうる（児玉義史『準法律行為論』（1971年・酒井書店）192頁）。したがって、株式譲渡を承認する旨の議案の否決は承認しない旨の決議と評価して、決議取消の訴えの対象となると解することができる。

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

- (14) 東京地方裁判所商事研究会編・前掲注(2) 379頁。
- (15) ただし、法定の例外である証書真否確認の訴え(民訴134条)以外にも、現に存する紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要と認められる場合には、事実の確認の訴えも許容されると解されるようになってきた(河野正憲『民事訴訟法』(2009年・有斐閣)174頁、兼子一ほか『条解民事訴訟法〔第2版〕』(2011年・弘文堂)769頁[竹下守夫執筆]、高橋宏志『重点講義民事訴訟法上〔第2版補訂版〕』(2013年・有斐閣)367頁、伊藤眞『民事訴訟法〔第4版補訂版〕』(2014年・有斐閣)175頁など。これに否定的な見解として、中野貞一郎「確認訴訟の対象」『民事訴訟法の論点Ⅱ』(2001年・判例タイムズ社)38頁以下)。そうであれば、否決も確認の訴えの対象とする余地はある。例えば、役員解任の訴えにおいて被告たる役員が解任が否決されたという事実はないとして中間確認を求める反訴(民訴145条・146条)を提起するというこゝも考えられないわけではない。しかし、解任が否決されたという事実の有無は役員解任の訴えにおいてのみ問題となるにすぎない以上、役員解任の訴えの終局判決で判断されればよいから、既判力をもって否決の事実を確認する必要はなからう。
- (16) 中野・前掲注(15) 43頁。
- (17) 千葉裁判官の補足意見では、「否決の決議がされたことが何らかの法律効果の発生の要件とされているような事例は、想定されないではなく、そうすると、当該法律効果の発生を否定するためにこれを取り消す法律上の利益を観念する余地が生ずるかのようと思われる。しかし、それは、否決の決議それ自体から当該法律効果が発生するのではなく、他の法的な定めにおいて議案が否決されることを要件として法的効果を発生させるという制度を作ったものであって、効果の発生を争うのであれば、否決の決議を取り消すのではなく、当該定め適用においては、取消事由となるような手続上の瑕疵のある否決の決議がされても、それは効果発生要件としての否決の決議には当たらない、あるいは否決されたときとみるべきではない等といった合理的で柔軟な解釈をして適用を否定し、法律効果の発生を否定するといった処理が可能であろう。」「このほか、会社法の規定等に基づき否決の決議取消訴訟の訴えの利益が問題となり得るような事例が生じたとしても、そのような事例は、ほとんどの場合、根拠とされた規定等の合理的な解釈により、あるいは信義則や禁反言等の法理の適用で対処することができ、また、そうすべきであって、訴えの利益を無理に生じさせるような解釈をすべきではないであろう。」と述べられている。
- (18) 千葉裁判官の補足意見では、会社法304条但書の制限は、「否決された提案を短期間に繰り返すことが適当でないとして設けられたものであり、その趣旨を踏まえると、否決の決議が重大な瑕疵を有する手続によってされた場合は、これは

議案を否決した株主総会決議の取消を請求する訴えの適否

再提案の制限の前提となる否決の決議にはなり得ないとして、3年間の制限は及ばず再提案ができると解釈すべきであり、否決の決議を取り消すまでの必要はない。このような場合に、否決の決議の取消しの利益を肯定するというのは、結局、否決の決議の取消訴訟という形で実質的に再提案が蒸し返されるおそれがあり、制度の趣旨に反することにもなりかねず、採り得ないところである。」と述べられている。

- (19) ③判決参照。ただし、同一の議題について取締役の提出した議案の対案または修正提案として株主が議案を提出したところ、株主総会に付議されず、会社提案（正確には「取締役提案」というべきであろう）が可決したという場合には、決議取消の訴えを提起できることはいうまでもない。なお、同一の議題について会社提案と株主提案が別個に採決されて会社提案が可決することがあるが、これは本来一括して採決されるべきものであるから、株主提案について提案理由を十分に説明する機会が与えられなかったなどの手続的瑕疵は、会社提案に関する決議取消の訴えにおいて主張されるべきものであって、株主提案の否決など問題にする余地はない。
- (20) 学説上も一般に同旨に解されている（大森忠夫ほか編『注釈会社法（4）』（1968年・有斐閣）314頁〔浜田一男執筆〕、大隅健一郎＝今井宏『会社法論中巻〔第3版〕』（2001年・有斐閣）177頁、奥島孝康ほか編『新基本法コンメンタール会社法3〔第2版〕』（2015年・日本評論社）456頁〔山田泰弘執筆〕など）。
- (21) 有限会社において取締役の過半数の決議（有36条ノ2）を経ずに招集された社員総会決議の効力につき、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（14）』（1990年・有斐閣）286頁〔前田重行執筆〕。取締役会設置会社において代表取締役が取締役会決議を経ずに株主総会を招集した場合も、決議取消原因となると解されている（最判昭和46年3月18日民集25巻2号183頁）。

【付記】本判例研究にあたり、共同研究会において特に近藤隆司教授・畑宏樹教授より民事訴訟法の観点からの有益な助言を賜った。記して謝意を表する。